平成２４年（フ）第４８４号
熊本市東区江津３丁目11番19号
破産者　株式会社日本法面土木
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
北海道旭川市８条通23丁目353番地の106
アーバンライフ小野306
破産者　吉田　麻里
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２８４号
東京都西東京市北町３丁目３番14号
破産者　福田　鐵男
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１２号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地１―114
破産者　高野　伸子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9757番地の１
破産者　有限会社矢ヶ崎建設
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２２３号
岐阜県本巣郡北方町栄町３丁目36番地、開始決定時の住居表示岐阜県本巣郡北方町加茂351番地の２
破産者　三友自動車販売こと　大野　　修
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５８号
静岡県沼津市東椎路837番地の１
破産者　有限会社ミスマ冷機
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
静岡県沼津市五月町14番16号
破産者　有限会社ビッグアップコーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
静岡県浜松市中区西伊場町76番11号　エピック佐鳴台206
破産者　株式会社カデル
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
京都市北区上賀茂竹ヶ鼻町27番地の６
破産者　アルキ・オーナメント株式会社
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８５号
京都市南区久世築山町180番地の２
破産者　株式会社タワラ金属
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
福岡県久留米市東合川５丁目５番５号
破産者　株式会社セントティアラ
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０号
福岡県久留米市善導寺町飯田754番地の27
破産者　昭和冷熱技研株式会社
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０６７号
中国遼寧省大連市西岡区黄河路338号Ａ座１単元12楼１室、開始決定時の住所北九州市八幡西区本城東１丁目14番46号
破産者　大野　久子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８９号
秋田県男鹿市船越字内子１番地198
破産者　山本　博平
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２９号
埼玉県北本市本宿３丁目101番地２　金子コーポ103
破産者　溝井　勇一
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１５号
さいたま市見沼区大字南中丸289番地16
破産者　山内　恭子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１７号
埼玉県川口市前川町４丁目631番地　アーバンビル203号
破産者　瀬野　幸市
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９２号
埼玉県和光市白子１丁目14番18号
破産者　千葉　　勉
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
富山市月見町３丁目17番地
破産者　野吾　将史
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
長野市大字高田337番地17　パステルコーポ203号
破産者　尹　　仁姫
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係